

禁煙外来のご案内



タバコがなかなかやめられないのは
「ニコチン依存症」という病気のせいです

一定の基準を満たしている対象の方には、保険診療による禁煙治療が可能です。

●保険診療の対象となる方 ～以下①～⑤の全てを満たす必要があります～

- ①直ちに禁煙しようと考えている
- ②スクリーニングテスト（TDS）でニコチン依存症と診断（5点以上）
- ③35歳以上の方はブリンクマン指数が200以上である ※35歳未満の方はブリンクマン指数不要
- ④禁煙治療を受けることを文書により同意すること
- ⑤過去1年以内に保険での禁煙治療を受けていない

●治療スケジュールと診療内容（例） ※12週間で計5回の診察が必要です

初回診療	保険診療のための条件確認・呼気一酸化炭素濃度の測定・ 禁煙開始日決定・禁煙宣言書の記入・禁煙補助薬の選択と処方
再診1	①診療
再診2	②呼気一酸化炭素濃度の測定
再診3	③禁煙実行、継続に向けてのアドバイス
再診4	④禁煙補助薬の処方

●費用はいくらくらいかかるの？（健康保険3割負担の方の自己負担金概算）

初診料、再診料・ニコチン依存症管理料・薬剤費・処方料等でそれぞれの診察毎に3000円～5000円の費用がかかります。

●保険診療の基準を満たしていない方

健康保険は使えませんが、自由診療（全額自己負担）で治療可能です。
この場合はそれぞれ診察毎に10,000円～16,000円の費用がかかります。

毎月2回木曜日午後に行われる呼吸器科外来にて禁煙外来を行っております。（予約制）
是非お気軽にご相談ください。

社会医療法人輝城会 沼田クリニック ☎ 0278-22-1188

※お電話でお問い合わせの際は折り返しご連絡させていただきます。